

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（適用期日）</p> <p>第一条 この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>第二条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る郵政民営化法第四十四条第一項及び第二項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書類の提出期日は、第二十六条第二項及び第四項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。</p> <p>一 第二十六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</p> <p>二 第二十六条第四項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	